

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	2
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	6
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	6

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	6
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	7
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	7
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	8
○準特地部局の指定の一部改正……………	8

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3 月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1249

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「診療エックス線技師」の次に「臨床工学技士」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1250

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－29）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項に次の 1 号を加える。

（6）保護対象者に対する暴力団等による危害を未然に防止するために行う保護対策における固定警戒

第 6 条の 4 第 2 項第 3 号中「及び第 5 号」を「から第 6 号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1251

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－85）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の表中「実習船管理局」を「渡島教育局」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会規則 7-1252

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則
へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-98）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「に従い」を「を参酌して」に改める。
第 3 条中「の規定に基づく」を「に定める基準を参酌して定める」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会規則 7-1253

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7-188）の一部を次のように改正する。
別表第 1 道立精神科病院の項(3)中「看護師（」の次に「リハビリテーション科又は」を加え、同項(4)中「医師」の次に「（(10)に掲げる者を除く。）」を加え、同項(10)中「デイ・ケア科」を「リハビリテーション科又はデイ・ケア科」に、「生活指導及び」を「健康管理、生活指導又は」に改め、「とする」の次に「医師、」を加え、同表緑ヶ丘病院附属音更りハビリテーションセンターの項を削り、同表向陽学院及び大沼学園の項中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 児童の心理療法の業務に直接従事することを本務とする職員

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会規則 7-1254

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-267）の一部を次のように改正する。
別表第 1 アの表本庁の項中「観光振興監」を「観光振興監
食産業振興監」に改め、同表総合振興局及
び振興局の項中「部長
参事」を「部長
環境福祉長」に改め、同表東京事務所の項中「副所長
観光・企業誘致

推進室長」を「副所長」に改め、同表緑ヶ丘病院附属音更りハビリテーションセンターの項を削り、同表子ども総合医療・療育センターの項中「医療安全推進室長」を「室長」に改め、同表計量検定所の項中「課長」を「主幹」に改め、同表高等技術専門学院の項中「課長」を「課長
能力開発総合センター長」に改める。
別表第 1 イの表教育局の項中

課長 室長	4 種	を
課長 室長 船長	4 種	に改め、同表実習船管
実習管理監 機関長	5 種	

理局の項を削る。
別表第 1 ウの表警察本部の項中「音楽隊長」を「隊長（課に置かれる隊の長に限る。）」に改め、同表警察署の項中「2 種）」を「2 種又は 4 種）」に改め、

次長	4 種	を削る。
----	-----	------

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道人事委員会規則 7-1255

給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則
（給与の支給に関する規則の一部改正）
第 1 条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-280）の一部を次のように改正する。
附則第 7 項中「附則第10項又は附則第11項」を「附則第 9 項又は附則第10項」に、「附則第13項又は附則第14項」を「附則第12項又は附則第13項」に、「附則第16項又は附則第17項」を「附則第15項又は附則第16項」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（法人の範囲）

第13条の2 道職員給与条例第11条第4項、学校職員給与条例第10条の2の4第4項及び警察職員給与条例第13条第4項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方公社
- (2) 沖縄振興開発金融公庫
- (3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (4) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (6) 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第10条に規定する特定法人
- (7) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの（住居手当に関する規則の一部改正）

第3条 住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「第10条の4第2項」を「第11条第4項」に、「第12条の3第2項」を「第13条第4項」に、「第10条の2の2第2項」を「第10条の2の4第4項」に改める。（地域手当に関する規則の一部改正）

第4条 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し及び同条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第5条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項中第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号を第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

42 通勤手当規則第13条の2第7号の規定に基づく地方公社等に準ずる法人について承認すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1256

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表5級の項標準的な職務の欄第4項及び6級の項標準的な職務の欄第4項中「統括官」を「課長補佐」に改める。

別表第1イの表5級の項標準的な職務の欄第1項中「統括官」を「課長補佐」に改め、同欄第2項中「統括官」を「課長代理」に改め、同表6級の項標準的な職務の欄第1項及び第2項中「統括官」を「課長補佐」に改め、同欄第3項中「次長」を「副署長」に、「統括官」を「課長代理」に改め、同表7級の項標準的な職務の欄第1項及び第2項中「統括官」を「課長補佐」に改め、同欄第3項中「副署長、」を削り、「次長」を「副署長」に、「統括官」を「課長代理」に改め、同表8級の項標準的な職務の欄第2項中「又は」の次に「特に」を加える。

別表第2エの表備考第1項中「1の一又は二」を「1の一から三まで」に、「1の四」を「1の五」に改める。

別表第2クの表を次のように改める。

ク 医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
薬 剤 師	大学6卒			2	3	別に定める	別に定める	別に定める
	大 学 卒		0	2	5	別に定める	別に定める	別に定める
獣 医 師	大 学 卒			5	3	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	8	別に定める	別に定める	別に定める
栄 養 士	大 学 卒			5	3	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	8	別に定める	別に定める	別に定める

衛生検査技師	短大卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定める	別に定める	別に定める
	大学卒		0	5 5	3 8	別に定める	別に定める	別に定める
診療放射線技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能聴覚	短大3卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定める	別に定める	別に定める
歯科衛生士	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大2卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校専攻卒	0	4 4	5 9	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
歯科技工士	短大卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5 5	5 10	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大2卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5 5	5 10	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	中学卒	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

備考

1 薬剤師、獣医師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床

工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第3の大学卒の欄第3号中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を「(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」に改め、同欄第4号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改め、同欄第6号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別表第3の中学卒の欄中「第76条第2項」を「第76条第1項」に改める。

別表第6エの表備考中「1の四」を「1の五」に改める。

別表第6クの表を次のように改める。

ク 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剂 師	大 学 6 卒	2級15号俸
	大 学 卒	2級1号俸
獣 医 師	修 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	2級13号俸
	大 学 卒	2級1号俸
栄 養 士 衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 臨 床 工 学 技 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 視 能 訓 練 士 言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1級11号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸

歯科衛生士	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	高校卒	1級1号俸

備考

- 別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考第1項に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考第1項の規定を準用する。
- 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第6ケの表備考第3項中「第21条第3号」を「第21条第4号」に、「2級13号俸」を「2級15号俸」に改め、同表備考第4項中「看護師学校」の次に「又は看護師養成所」を加える。

別表第7アの表3級の欄中	「	58	を	「	57	に改める。
	58	58				
	58	58				
	58	58				
	59	58				
	59	58				
	59	59				
	59	59				
	60	59				
	60	59				
	60	59				
	60	60				
	61	60				
	」		」			

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1257

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1164)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「平成24年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「平成23年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「平成24年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第8項中「同日」及び「同月1日」を「昇給日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-85

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-42)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第11号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第13号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同項第16号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会規則13-86

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。
第11条第1項第11号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項第13号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第16号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道人事委員会規則14-62

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。
別表知事部局の項本庁の事項中「観光振興監」を「観光振興監 食産業振興監」に、「大学法人運営支援室」を「大学法人室」に、「政策審議局の主査」を「政策局の主査（課に置かれるものを除く。）」に、「総合研究機構運営支援室」を「研究法人室」に改め、同項総合振興局の事項中「保健環境部参事 保健福祉室長 保健福祉室次長 保健福祉企画課長 子ども・健康推進課長 生活衛生課長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「環境福祉長 保健行政室長 保健行政室の次長、企画総務課長、子ども・健康推進課長、生活衛生課長（人事委員会が定めるものに限る。）、試験検査課長及び食肉検査課長」に、「地域保健室次長 地域保健室主幹（人事委員会が定めるものに限る。） 企画総務課長 健康推進課長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「地域保健室の次長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、企画総務課長、健康推進課長（人事委員会が定めるものに限る。）、生活衛生課長（人事委員会が定めるものに限る。）、試験検査課長及び食肉検査課長」に、「耕地出張所長」を「耕地出張所の所長及び庶務、人事服務又は勤務条件に係る事務を担当する次長」に改め、同項振興局の事項中「保健環境部参事 保健福祉室長 保健福祉室次長 保健福祉企画課長」を「環境福祉長 保健行政室長 保健行政室の次長及び企画総務課長」に、「地域保健室次長 企画総務課長」を「地域保健室の次長及び企画総務課長」に改め、同項東京事務所の事項中「副所長 室長」を「副所長」に改め、同項計量検定所の事項

中「課長」を「主幹」に改め、同表教育庁の項教育局の事項中「室長」を「室長 船長」に改め、同項実習船管理局の事項を削り、同表選挙管理委員会事務局の項中「事務局次長」を「事務局次長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道人事委員会規則16-21

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。
別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、同項の次に次の2項を加える。
8 社団法人地方税電子化協議会（平成19年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）
9 一般社団法人北海道食産業総合振興機構
別表第1中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、同項の次に次の1項を加える。
14 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
別表第1の18の項を次のように改める。
18 常呂町農業協同組合

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月30日

第1項第1号中「総合研究機構運営支援室」を「研究法人室」に改め、同項第5号を削り、

同項第6号中「文化・スポーツ課」を「文化財・博物館課北方民族博物館グループ、」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3項第1号中「大学法人運営支援室」を「法人局大学法人室」に改める。

北海道人事委員会告示第2号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

空知総合振興局管内の項中

「	由仁町川端	川端小学校	1	」	及び
「	月形町字札比内	札比内小学校	1	」	を削り、胆

振総合振興局管内の項中

「	豊浦町字大和	大和小学校	2	」	、
「	安平町早来富岡	富岡小学校	1	」	及び
「	むかわ町穂別仁和	仁和中学校	2	」	を削り、日

高振興局管内の項中

「	平取町字貫気別	貫気別中学校	2	」	及び
「	新ひだか町静内春立	春立小学校	1	」	を削り、檜

山振興局管内の項中

「	せたな町大成区平浜	平田内小学校	2	」	及び
「	せたな町瀬棚区島歌	島歌小学校	2	」	を削り、留

萌振興局管内の項中

「	天塩町字サラキシ	更岸小学校	2	」	を削り、宗
---	----------	-------	---	---	-------

谷総合振興局管内の項中「浜頓別町南3条4丁目」を「浜頓別町北4条1丁目」に改め、

「	利尻富士町鷺泊字本泊	本泊小学校	4	」	を削り、オ
---	------------	-------	---	---	-------

ホーツク総合振興局管内の項中

「	斜里町字大栄	大栄小学校	2	」	、
「	小清水町字東野 小清水町字中里 小清水町字止別 小清水町字浜小清水	旭野小学校 中斗美小学校 止別小学校 北陽小学校	1 1 1 1	」	及び
「	興部町字豊野	豊野小学校	1	」	を削り、釧

路総合振興局管内の項中

「	厚岸町片無去 厚岸町片無去	片無去小学校 片無去中学校	3 3	」	、
「	浜中町西円朱別西18線 浜中町姉別南1線	西円朱別小学校 姉別小学校	4 3	」	、
「	浜中町琵琶瀬	琵琶瀬小学校	2	」	及び
「	標茶町字熊牛原野15線	磯分内中学校	1	」	を削り、根

室振興局管内の項中

「	中標津町字養老牛	養老牛小学校	3	」	及び
「	標津町字薫別 標津町字薫別 標津町字古多糠 標津町字古多糠	薫別小学校 薫別中学校 古多糠小学校 古多糠中学校	3 3 2 2	」	を削る。

北海道人事委員会告示第3号

平成22年北海道人事委員会告示第2号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のよ

うに改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

後志総合振興局管内の項中

「古平町大字浜町 古平高等学校」を削り、釧

路総合振興局管内の項中

「厚岸町宮園3丁目 真龍中学校」を削る。

北海道人事委員会告示第4号

平成22年北海道人事委員会告示第3号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成22年北海道人事委員会告示第3号釧路総合振興局管内の項中真龍中学校に係る部分は平成24年1月4日から、厚岸町学校給食センターに係る部分は平成23年12月26日から適用する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

空知総合振興局管内の項中「由仁町三川泉町」を「由仁町本三川」に改め、

「由仁町本三川 三川中学校」を削り、釧

路総合振興局管内の項中

「厚岸町真栄2丁目 真龍小学校」を

「厚岸町真栄2丁目 厚岸町白浜1丁目 厚岸町白浜3丁目 真龍小学校 真龍中学校 厚岸町学校給食センター」に改め、

「厚岸町梅香1丁目 厚岸町学校給食センター」を削る。

北海道人事委員会告示第5号

平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

イの表函館方面管内の項中

「長万部町字長万部 函館方面本部交通課交通機動隊長万部分駐所」を

「長万部町字富野 函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊」に

改める。